
多摩川下流部左岸の減災に係る取組方針の改定
(参考資料)

①ダム管理者を構成員に追加



(1)大規模氾濫減災協議会の設置

■大規模氾濫減災協議会の設置(1/2)

減災に係る取組方針
における適用状況

・多摩川、鶴見川、相模川を対象に4つの協議会を設置済み



事務局案

【取組内容の改定】

・ダム管理者を追加

大規模氾濫減災協議会	協議会構成員
多摩川上流部	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市長 ・立川市長 ・青梅市長 ・昭島市長 ・日野市長 ・福生市長 ・多摩市長 ・羽村市長 ・あきる野市長 ・東京都 建設局 河川部 防災課長 ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長、防災対策課長 ・東京都 水道局 浄水部 浄水課長、水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長 ・気象庁 東京管区气象台 気象防災部長 ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長
多摩川下流部 左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区長 ・世田谷区長 ・府中市長 ・調布市長 ・国立市長 ・狛江市長 ・品川区長 ・東京都 建設局 河川部 防災課長 ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長、防災対策課長 ・東京都 水道局 浄水部 浄水課長、水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長 ・気象庁 東京管区气象台 気象防災部長 ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長
多摩川下流部 右岸・鶴見川	<ul style="list-style-type: none"> ・稲城市長 ・横浜市長 ・横浜市鶴見区長 ・横浜市港北区長 ・横浜市都筑区長 ・川崎市長 ・東京都 建設局 河川部 防災課長 ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長、防災対策課長 ・東京都 水道局 浄水部 浄水課長、水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長 ・神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長 ・気象庁 東京管区气象台 気象防災部長 ・気象庁 横浜地方气象台長 ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長
相模川	<ul style="list-style-type: none"> ・平塚市長 ・藤沢市長 ・茅ヶ崎市長 ・寒川町長 ・大磯町長 ・神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長 ・神奈川県 城山ダム管理事務所長 ・神奈川県 相模川水系ダム管理事務所長 ・気象庁 横浜地方气象台長 ・国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長 ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場(関東地整)



- ▶ 令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じる。
- ▶ 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」が定められたことから、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、基本方針で定めた施策の検討を、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者との間において、計画的に推進する。
- ▶ 多摩川水系では、令和2年1月24日に第一回協議会を実施しました。

● 第1回 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく多摩川水系協議会

日時: 令和2年1月24日(金) 15:00~

場所: 京浜河川事務所1F 第一会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 議題
 - 1) 令和元年台風19号の出水対応について
 - 2) 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針について
 - 3) 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場の設置について
 - 4) 情報連絡体制の整備について

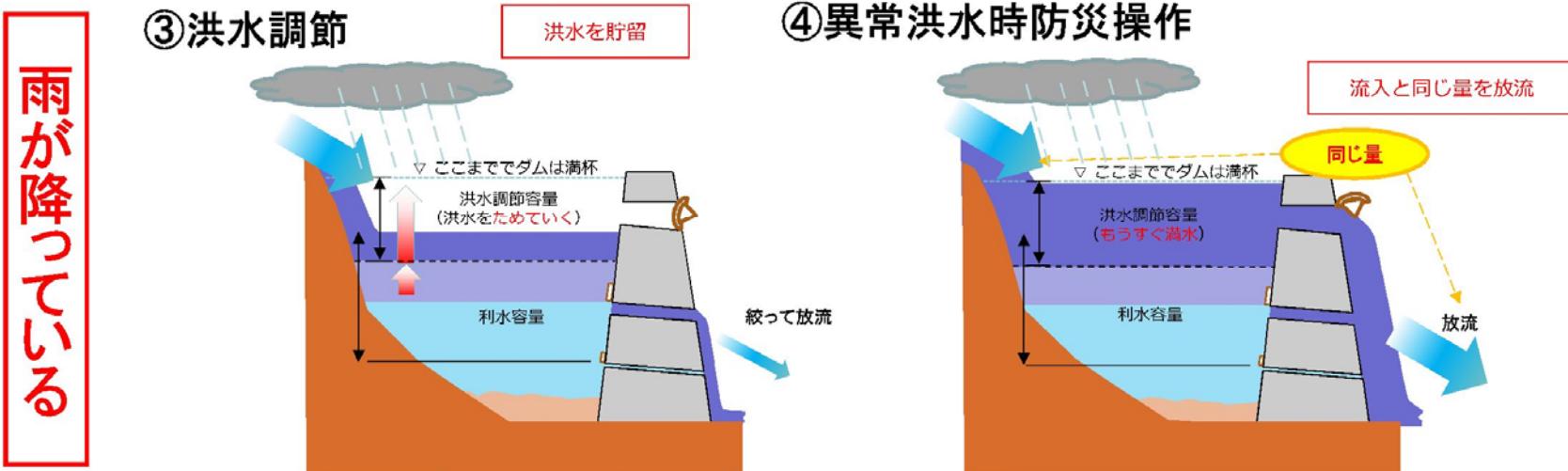
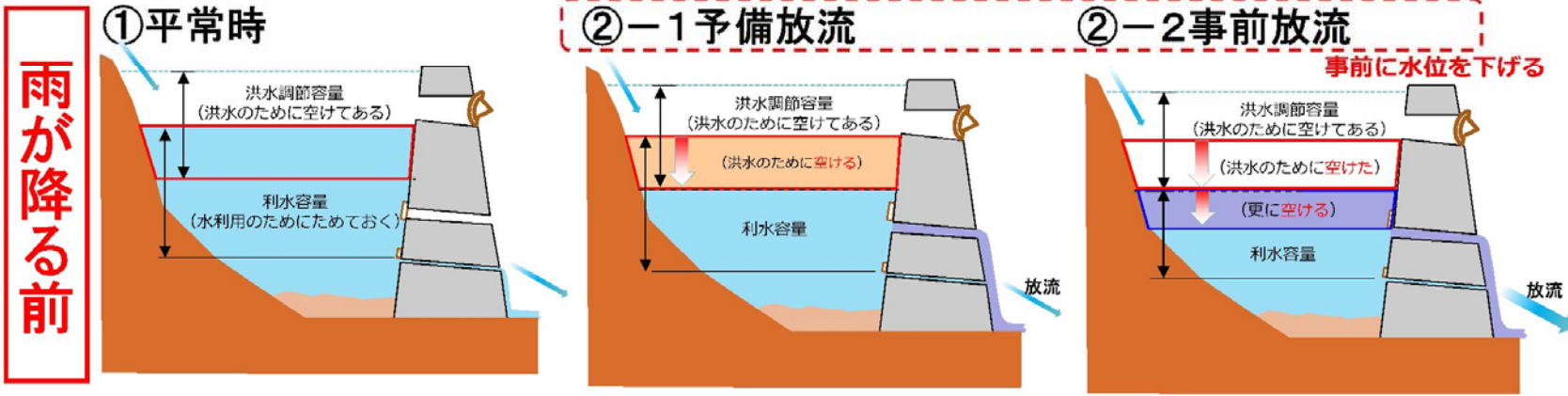


会議の状況

ダムの防災操作について

参考資料

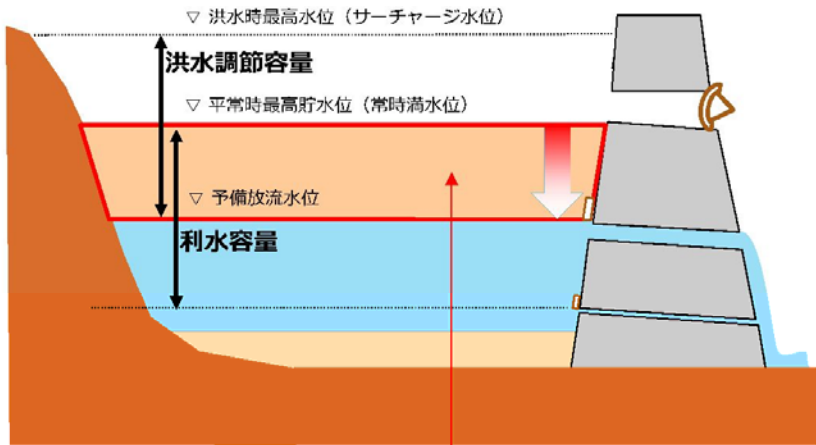
- 洪水が予測された場合、事前に水位を低下。
- 洪水で「もうすぐ満水」となる場合、流入と同じ量の放流を行う「異常洪水時防災操作(④)」を実施。



予備放流と事前放流

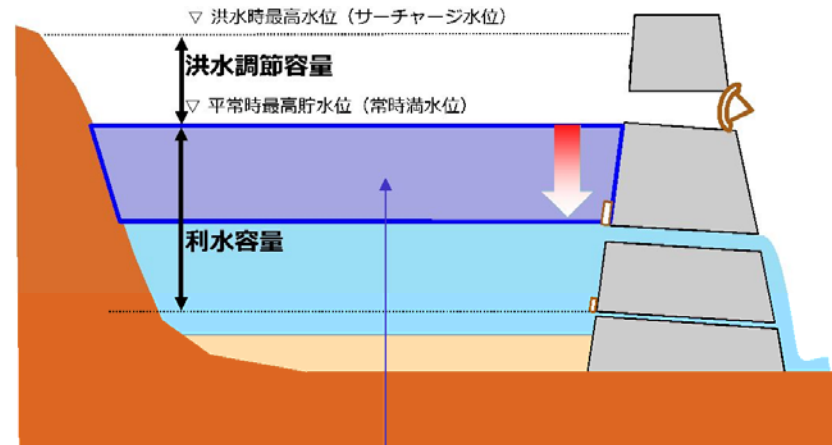
○ 洪水が予測される場合、事前にダムの貯水を放流し、水位を下げる。

【予備放流】
 建設時の費用負担に基づき、通常時は利水用途に使い、洪水時は治水用途に義務的に使うこととしている容量から、洪水前に貯留水を放流して水位を低下。
 ※河川法に基づく操作規則に位置づけている。



洪水調節容量と利水容量を兼ねる容量を使用

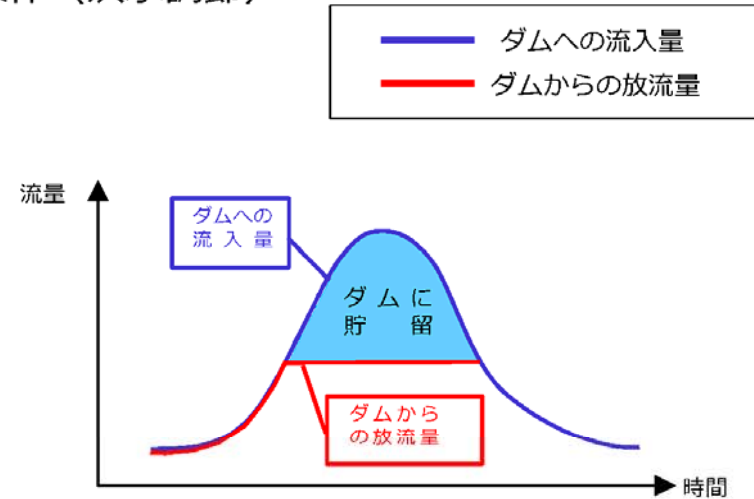
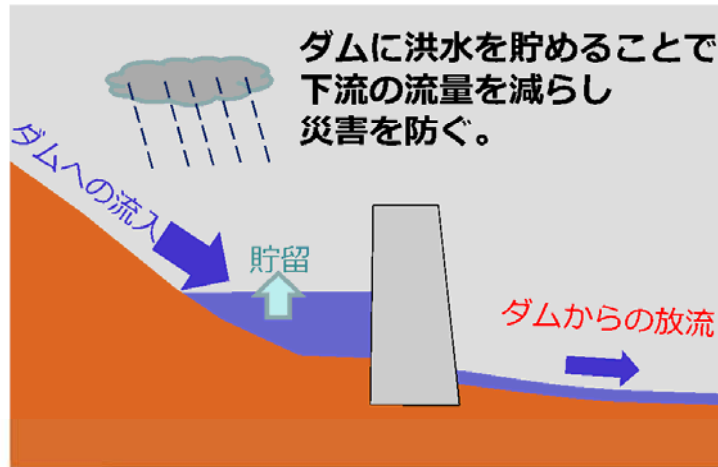
【事前放流】
 建設段階で河川管理者は費用を負担していないものの、利水者の協力(了解)がある場合に、対価なしで利水容量の一部を治水用途に使わせてもらい、洪水前にその貯留水を放流して水位を低下。



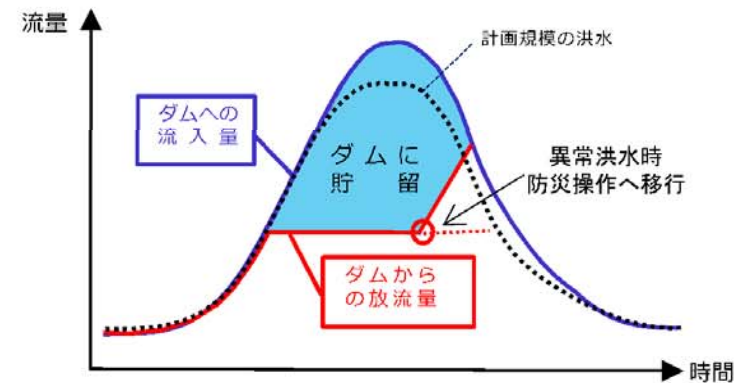
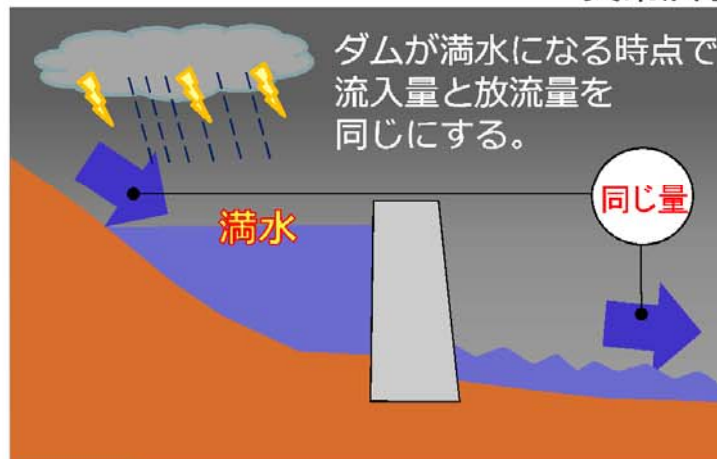
利水容量を一時的に使用

ダムの異常洪水時防災操作

通常の防災操作 (洪水調節)



異常洪水時防災操作



②大規模氾濫減災協議会構成員(福祉部局)の拡充について



福祉部局の参画について(防災と福祉の連携)

■大規模氾濫減災協議会の設置

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1.29改定)

(1)関係機関の連携体制

・大規模氾濫減災協議会の設置

⇒高年齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて市長村の高年齢・福祉部局を追加

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・大規模氾濫減災協議会の設置	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域で発生する災害の状況や高年齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高年齢・福祉部局を追加。 <ul style="list-style-type: none"> 大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。

②大規模氾濫減災協議会構成員(福祉部局)の拡充について



福祉部局の参画について(防災と福祉の連携)

福祉部局の参画については、構成員の意見を踏まえ必要性について判断する。

市区町からの意見(合同幹事会(R2.1.29)時)

福祉部局参画についての意見		防災と福祉の連携についての意見	
青梅市 (多摩川上流)	・賛成する	寒川町(相模川)	令和元年11月12日(火)及び11月26日(火)に要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を京浜河川事務所のご協力をいただきながら開催。 両日で36施設及び県内外の関係機関の方々の参加者があり、特に参加事業所同士での交流の時間を設けたことにより、情報交換が行えて良かったとの感想がありました。
横浜市 (多摩川下流右岸・鶴見川)	・福祉部局の業務は多岐にわたるため、協議会に参画する意図や具体的な検討内容が示されないと、出席者として相応しい担当課を決めることができない		
平塚市(相模川)	・福祉部局が構成員として参画した際に、具体的にどのようなことを求めていくか。また、参画までの想定スケジュールを提示していただきたい		
茅ヶ崎市(相模川)	・福祉部局の参画の検討にあたり、共有したい情報の精査、明確化が必要。		

③追加取組『重要施設管理者への情報伝達の充実』について



◆「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29改定）

(3) 被害軽減の取組

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。



令和元年8月の前線に伴う豪雨(長崎県・福岡県)において、鉄工所からの油流出被害の発生により、危険物取扱施設等における浸水対策の早期実施の必要性が確認されたことを踏まえ、今後、本協議会では浸水区域内の重要施設管理者に対して**水害リスクに対する助言、情報伝達の充実**等を図るための取組を追加する。

【参考】ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について(依頼)
(府政防第463号 令和元年9月19日 内閣府政策統括官(防災担当))



○令和元年8月の前線に伴う大雨に伴う浸水により、佐賀県の鉄工所において焼き入れ油を貯蔵している地下ピット内に水が流入し、多量の焼き入れ油が流出する事故が発生。また、昨年度発生した豪雨や台風による災害においても、浸水や流水等による被害が多数発生※1。

※1 平成30年の7月豪雨や台風21号においても、多数の給油取扱所において、浸水による電気設備の故障、タンクへの水混入、流水による防火塀の破損や舗装面の洗掘、危険物運搬車両の流出、敷地内への土砂の流入・堆積、強風による防火塀や設備・機器の倒壊、キャノピーからのパネル落下等が生じた。加えて、アルミニウム工場(重油の貯蔵・取扱いを行う危険物施設)においても、浸水により、アルミニウムの溶融高熱物が水と接触したことによるものとみられる爆発が発生し、周辺建物の延焼、破損等が生じた。

(風水害発生時における危険物保安上の留意事項:内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)室、総務省消防庁危険物保安室、経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)



○各施設において具体的な計画策定や対策の実施等を行うに当たり、必要に応じ、ハザードマップを作成している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能となっている(別紙:風水害発生時における危険物保安上の留意事項より)



○減災協議会における重要施設(市区町村庁舎、災害拠点病院、**危険物取扱施設**)の情報共有を図る

③取組内容の追加(重要施設管理者への情報伝達の充実)

(3)的確な水防活動のための取組

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ■早期復興を支援する事前の準備

減災に係る取組方針 における適用状況

・4協議会とも取組方針にはあげていない取組

■大規模水害時の「社会経済被害の最小化」を実現するため、過去の大規模水害が社会経済に与えた影響や企業等における先行的な取り組み事例等について、「浸水被害防止に向けた取り組み事例集」としてまとめられ、公表されている。



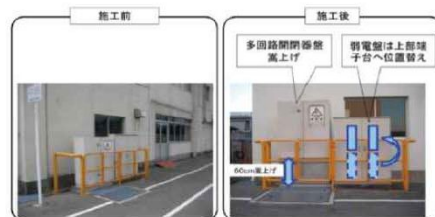
- 大規模氾濫減災対策協議会を通じ、市町村庁舎や災害拠点病院等に関する水害リスク情報の共有等を充実
- 必要に応じて施設関係者を対象としたトップセミナーの実施

[13] 日本ガイシ株式会社 [製造業]

④企業活動の中核であるサーバー等の電子機器に対する浸水対策

■ 対策のポイント

○浸水被害に備えて、止水ゲートの設置、敷地のかさ上げ、受電設備のかさ上げ等を実施



【受電設備のかさ上げ・位置替え】



事務局案

【取組の追加】

・重要施設(市町村庁舎・災害拠点病院・危険物取扱工場等)管理者への情報伝達の充実



大規模氾濫減災対策協議会(京浜河川)

重要施設に関する情報共有について

- ◆重要施設管理者へ浸水リスクに関する情報提供を実施するうえでは、想定氾濫区域内における重要施設情報の整理が必要となる。
- ◆今後、重要施設の位置と想定される浸水深、浸水継続時間等の情報を位置図(GIS)と一覧表として取りまとめ、減災協議会で情報共有する。

